

令和元年 6 月 4 日

第 3 回 廿日市市議会議案説明書  
(第 2 回 定例会)

廿 日 市 市



### 第3回廿日市市議会議案説明書目次

|        |                                            |    |
|--------|--------------------------------------------|----|
| 報告第16号 | 専決処分事項の報告について                              | 1  |
| 報告第17号 | 専決処分事項の報告について                              | 3  |
| 報告第18号 | 専決処分事項の報告について                              | 5  |
| 報告第19号 | 専決処分事項の報告について                              | 7  |
| 報告第20号 | 専決処分事項の報告について                              | 9  |
| 議案第44号 | 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例        | 11 |
| 議案第45号 | 廿日市市税条例等の一部を改正する条例                         | 13 |
| 議案第46号 | 廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例                      | 17 |
| 議案第47号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例                  | 19 |
| 議案第48号 | 廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例                       | 21 |
| 議案第52号 | 工事請負契約の締結について                              | 23 |
| 議案第53号 | 工事請負契約の締結について                              | 25 |
| 議案第54号 | 財産の取得について                                  | 27 |
| 議案第55号 | 広島県と廿日市市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議について | 29 |
| 議案第56号 | 市道路線の認定について                                | 31 |
| 議案第57号 | 広島県と廿日市市との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議について | 33 |
| 議案第58号 | 工事委託契約の締結について                              | 35 |
| 議案第59号 | 工事委託契約の締結について                              | 37 |
| 議案第60号 | 財産の取得について                                  | 39 |
| 議案第61号 | 財産の取得について                                  | 41 |
| 議案第62号 | 財産の取得について                                  | 43 |
| 議案第63号 | 財産の取得について                                  | 45 |
| 議案第64号 | 廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同                     | 47 |

意について



(報告第 16 号)

専決処分事項の報告について

(工事請負契約の変更について)

(契 約 課)

1 専決処分した理由

平成 29 年議案第 52 号により契約を締結することについて議決を得た佐伯・吉和・宮島地域防災行政無線（同報系）設備更新工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要があるため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

| 現 請 負 金 額    | 変 更 請 負 金 額  | 増 加 額       |
|--------------|--------------|-------------|
| 723,600,000円 | 740,367,300円 | 16,767,300円 |

3 専決処分年月日

令和元年 5 月 21 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

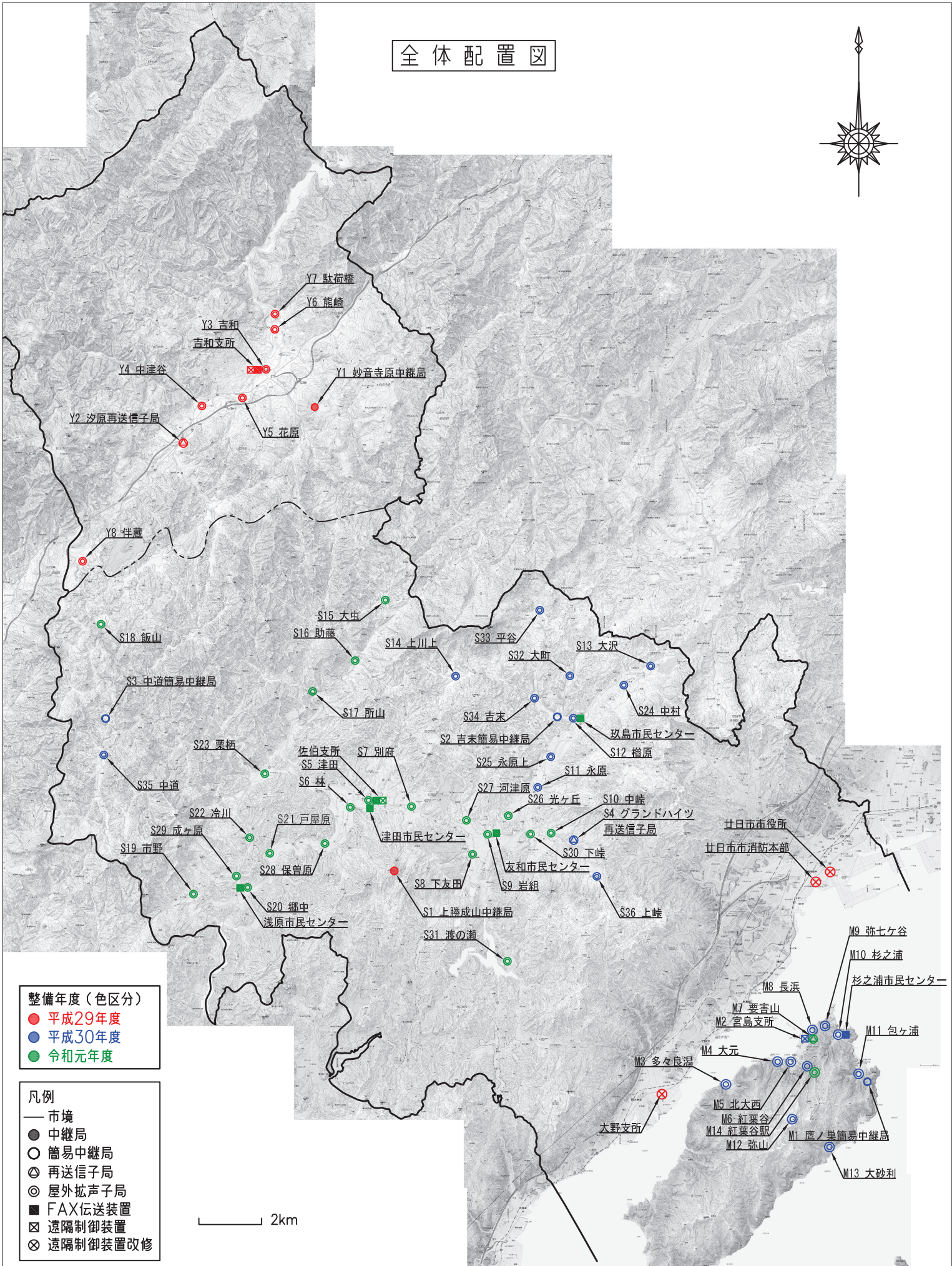
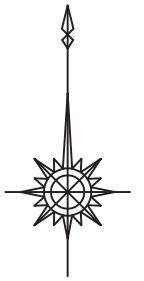
(2) 市長の専決処分事項

第 3 号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の 100 分の 5 を超えない変更契約を締結すること。





# 全体配置図







(報告第 17 号)

専決処分事項の報告について

(工事請負契約の変更について)

(契 約 課)

1 専決処分した理由

平成30年議案第88号により契約を締結することについて議決を得た旧宮島中学校屋内運動場及び普通教室棟解体工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要があるため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

| 現 請 負 金 額    | 変更請負金額        | 減 少 額       |
|--------------|---------------|-------------|
| 150,832,800円 | 143,913,240 円 | 6,919,560 円 |

3 専決処分年月日

令和元年5月22日

4 根拠法令

報告第16号説明書に同じ。



(報告第 18 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(地域包括支援センター)

1 専決処分した理由

平成31年2月13日地域包括支援センターの職員が、介護予防支援業務のため、公用車を運転して串戸一丁目の国道の右折車線を進行中、道路沿いの敷地から対向車線に出るため直進車線の車両間から進入してきた小型乗用自動車と接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 43,373円

3 専決処分年月日

令和元年5月7日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

## 5 参照法令

### 民法

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。



(報告第 19 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

平成 31 年 2 月 7 日 が、軽乗用自動車を運転して、廿日市市  
佐方地内の市道佐方本線を進行中、路面の穴に同車の左前輪が落ち、同  
車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償  
額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分  
したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 24,770 円

3 専決処分年月日

平成 31 年 4 月 18 日

4 根拠法令

報告第 18 号説明書に同じ。

5 参照法令

国家賠償法

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつた  
ために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償す  
る責に任ずる。



(報告第 20 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

平成 31 年 2 月 17 日 有限会社 サツキ産業 の従業員が、同社所有の普通乗用自動車を運転して、廿日市市宮園九丁目地内の市道宮園 8-7 号線を進行中、路面の穴に同車の左後輪が落ち、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 31,558 円

債権者 廿日市市宮園九丁目 5 番地 3

有限会社 サツキ産業

代表取締役 米 倉 勝 典

3 専決処分年月日

平成 31 年 4 月 17 日

4 根拠法令

報告第 18 号説明書に同じ。

5 参照法令

報告第 19 号説明書に同じ。



(議案第 4 4 号)

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されたことに伴い、投票所の投票管理者等の報酬の額を、次のとおり引き上げようとするものである。

| 区 分          | 現 行                                               | 改 正 案                                             |
|--------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 投票所の投票管理者    | 1 回につき 12,600円                                    | 1 回につき 12,800円                                    |
| 期日前投票所の投票管理者 | 1 回につき 11,100円                                    | 1 回につき 11,300円                                    |
| 開票管理者        | 1 回につき 10,600円                                    | 1 回につき 10,800円                                    |
| 選挙長          |                                                   |                                                   |
| 投票所の投票立会人    | 1 回につき 10,700円<br>ただし、交替する場合にあっては、当該額の範囲内で市長が定める額 | 1 回につき 10,900円<br>ただし、交替する場合にあっては、当該額の範囲内で市長が定める額 |
| 期日前投票所の投票立会人 | 1 回につき 9,500円<br>ただし、交替する場合にあっては、当該額の範囲内で市長が定める額  | 1 回につき 9,600円<br>ただし、交替する場合にあっては、当該額の範囲内で市長が定める額  |
| 開票立会人        | 1 回につき 8,800円                                     | 1 回につき 8,900円                                     |
| 選挙立会人        |                                                   |                                                   |

2 施行期日

公布の日

### 3 根拠法令

#### 地方自治法

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

④ 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。



(議案第 4 5 号)

廿日市市税条例等の一部を改正する条例

(税 制 収 納 課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、次のとおり市民税、軽自動車税等に関する規定を改正しようとするものである。

(1) 個人の市民税

ア 寄附金税額控除における特例控除額の対象となる寄附金については、寄附金の募集を適正に実施すること等の総務大臣が定める基準に適合する都道府県等として総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金とする。

イ 令和 3 年度以後の各年度分の個人の市民税について、単身児童扶養者（前年の合計所得金額が 1 3 5 万円を越える場合は除く。）を非課税措置の対象に加える。

ウ 個人の市民税に関する申告をする者又は給与所得者若しくは公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、市民税の申告書又は扶養親族等申告書にその旨を記載することとする。

(2) 軽自動車税

ア 次に掲げる自家用の三輪以上の軽自動車（乗用車に限る。）について、当該自家用の三輪以上の軽自動車の取得が令和元年 1 0 月 1 日から令和 2 年 9 月 3 0 日までの間に行われたときに限り、環境性能割を非課税とすることとする。

(ア) 平成 3 0 年ガソリン軽中量車基準に適合し、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないもので、かつ、エネルギー消費効率が平成 3 2 年度基準エネルギー消費効率以上であるガソリン軽自動車

(イ) 平成 1 7 年ガソリン軽中量車基準に適合し、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないもの

で、かつ、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であるガソリン軽自動車

イ 自家用の三輪以上の軽自動車（非課税となるものを除く。）について、当該自家用の三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、環境性能割の税率を100分の2から100分の1に軽減する。

ウ 種別割の税率を軽減する特例措置の適用期限を2年延長し、令和元年度及び令和2年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、当該車両番号指定の翌年度分の種別割の税率を軽減することとする。

エ 納付すべき軽自動車税の種別割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定を適用すること等の措置を講ずる。

オ 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車のうち、自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものが令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自家用の三輪以上の軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、税率を次のとおり軽減する。

| 区 分     |     |     | 軽減前      | 軽減後     |
|---------|-----|-----|----------|---------|
| 三輪のもの   |     |     | 3,900 円  | 1,000 円 |
| 四輪以上のもの | 乗 用 | 自家用 | 10,800 円 | 2,700 円 |

(3) その他必要な規定の整理を行う。

## 2 施行期日

公布の日。ただし、1の(2)のアからエまでの改正規定については令

和元年 10 月 1 日、1 の(1)のウの改正規定については令和 2 年 1 月 1 日、1 の(1)のイの改正規定については令和 3 年 1 月 1 日、1 の(2)のオの改正規定については令和 3 年 4 月 1 日、1 の(3)の改正規定については公布の日外

### 3 根拠法令

#### 地方税法

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。



(議案第 4 6 号)

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

(税 制 収 納 課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり都市計画税に関する規定を改正しようとするものである。

- (1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に特定所有者不明土地の使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地について、最初の 5 年度間の都市計画税の課税標準をその価格の 3 分の 2 の額とする特例措置を講じる。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

議案第 4 5 号説明書に同じ。



(議案第 4 7 号)

## 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

(福祉総務課)

### 1 改正の理由

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、災害援護資金の貸付けについて、必要な規定の整理を行おうとするものである。

### 2 改正の内容

- (1) 災害援護資金の貸付けについて、保証人を立てることができることとする。
- (2) 災害援護資金の貸付利率について、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除き、年 3 パーセント以内で、規則で定める率とする。
- (3) 災害援護資金の償還方法に月賦償還を追加する。
- (4) その他必要な規定の整理を行う。

### 3 施行期日等

公布の日から施行する。ただし、2 の(1)及び(2)は平成 3 1 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

### 4 根拠法令

災害弔慰金の支給等に関する法律

第 1 0 条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

- ④ 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年３パーセント以内で条例で定める率とする。



(議案第 48 号)

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

(消 防 本 部)

1 改正の理由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部が改正されたことに伴い、住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合を追加するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置したときを加える。
- (2) 避雷設備に関する規定で用いている日本工業規格の名称を日本産業規格に改める。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日。ただし 2 の(2)については、令和元年 7 月 1 日

4 根拠法令

消防法

第 9 条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

第 9 条の 2

- ② 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める。



(議案第 5 2 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市津田地内において施工する佐伯総合スポーツ公園大型複合遊具整備工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

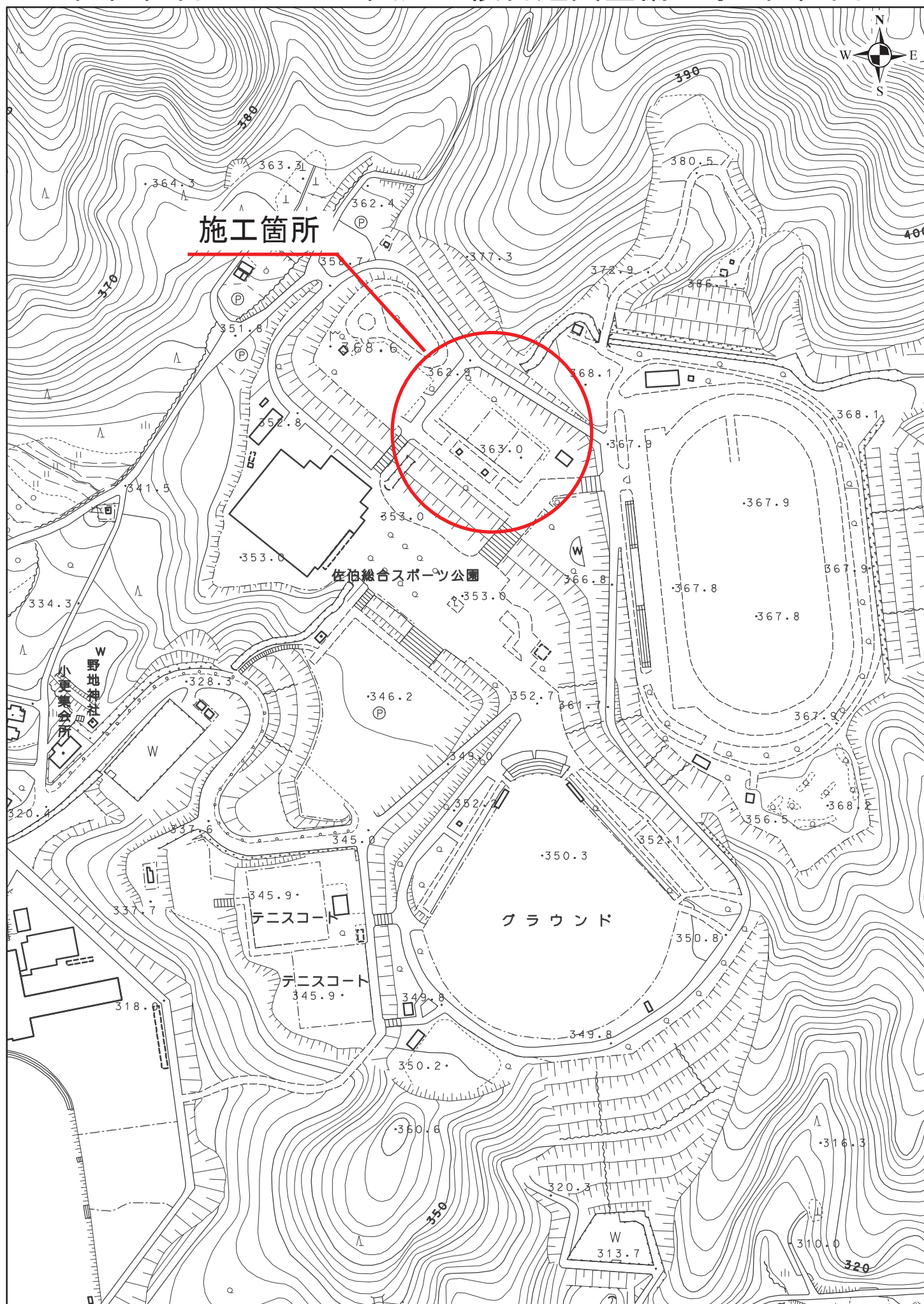
- (1) 工事内容 大型複合遊具整備工事 一式
- (2) 請負金額 1 6 2 , 5 4 7 , 0 0 0 円
- (3) 請 負 者 廿日市市桜尾一丁目 4 番 1 3 号  
株式会社 今井建設工業  
代表取締役 今 井 泰 樹
- (4) 工 期 議決の日の翌日から  
令和 2 年 2 月 2 8 日まで

3 根拠法令

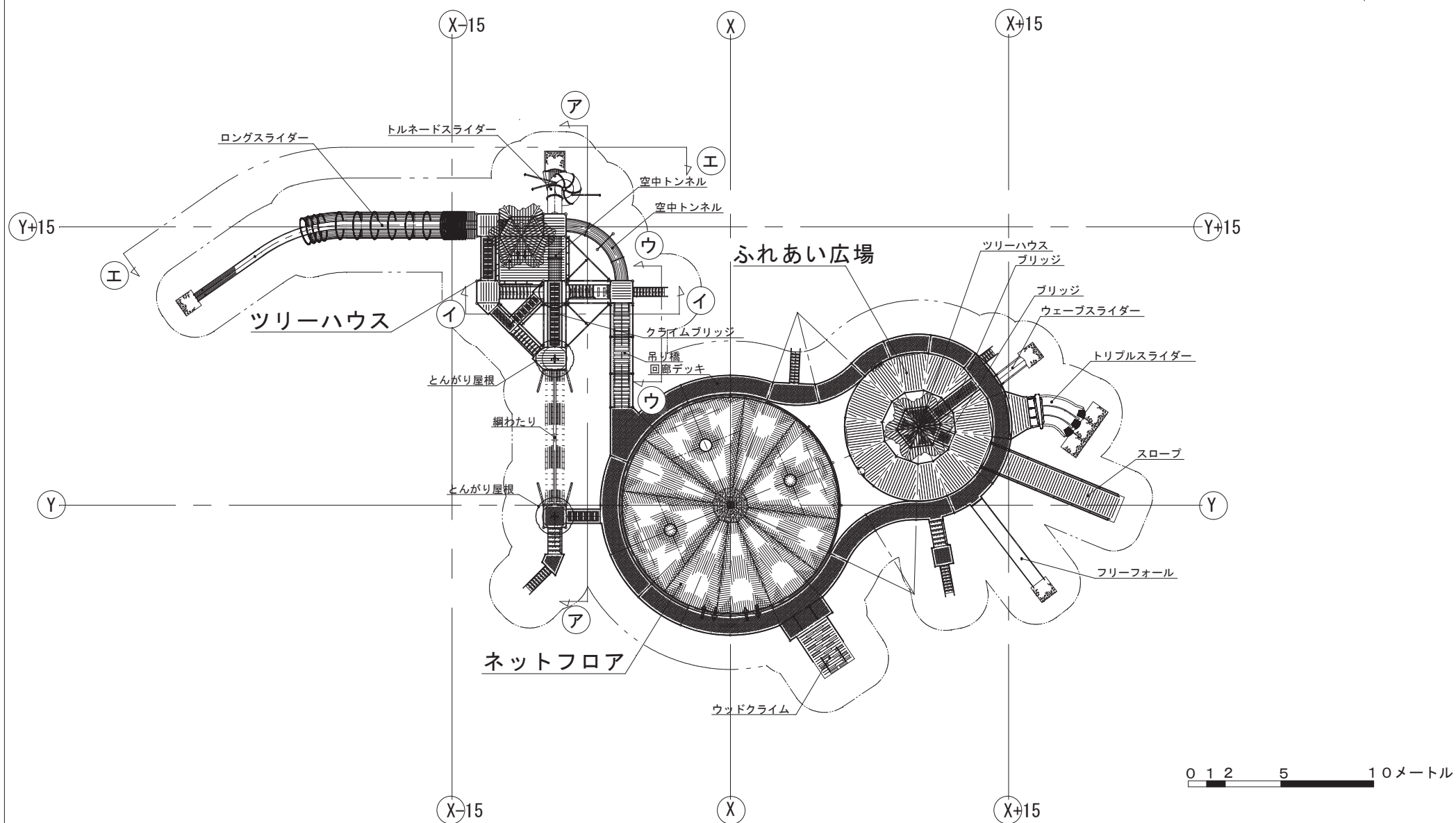
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号  
の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1  
億 5 , 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。



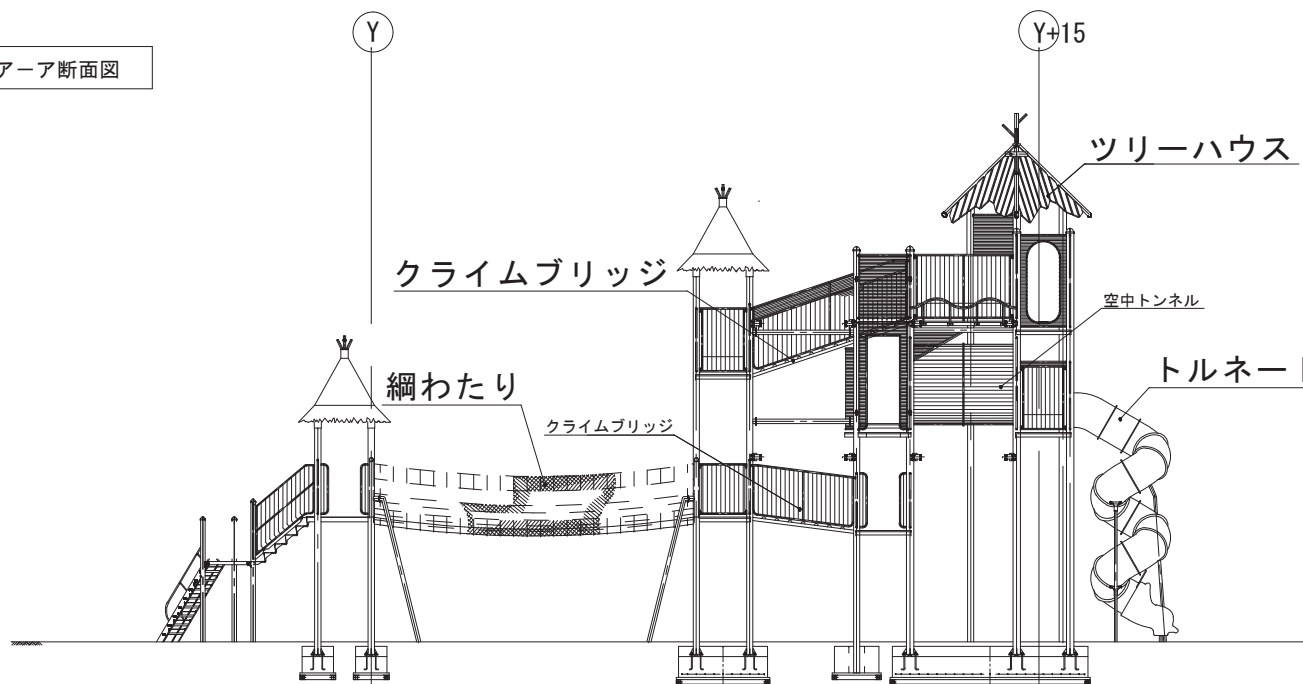
# 佐伯総合スポーツ公園大型複合遊具整備工事 位置図



# 平面図

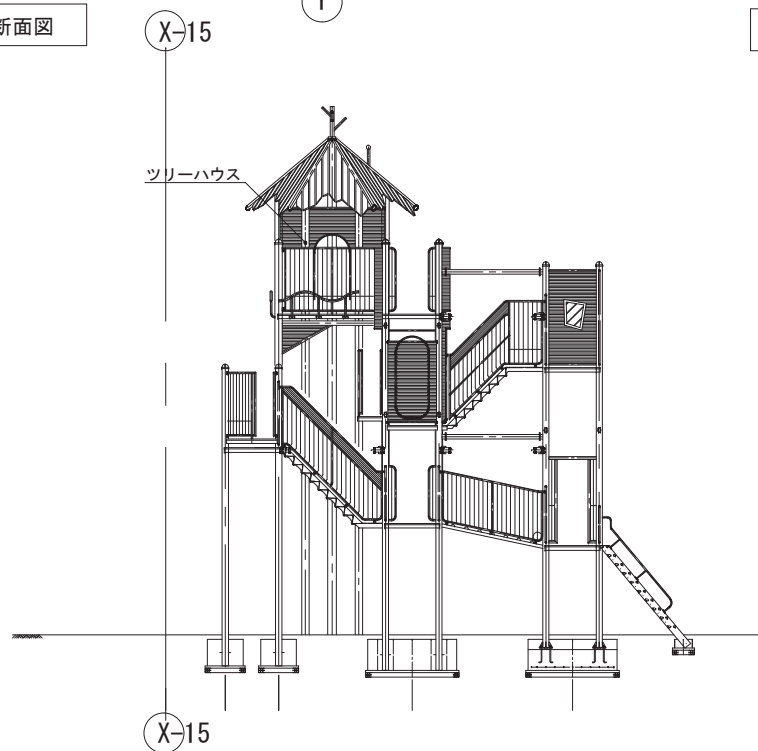


アーア断面図

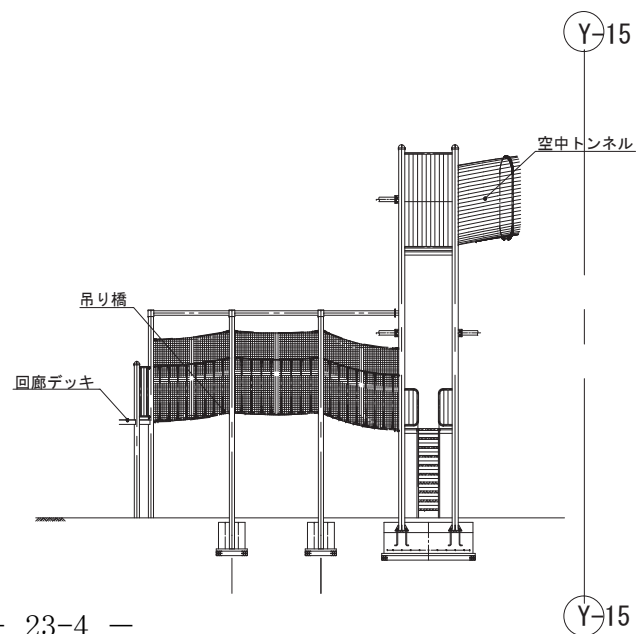


0 1 2 5 10メートル

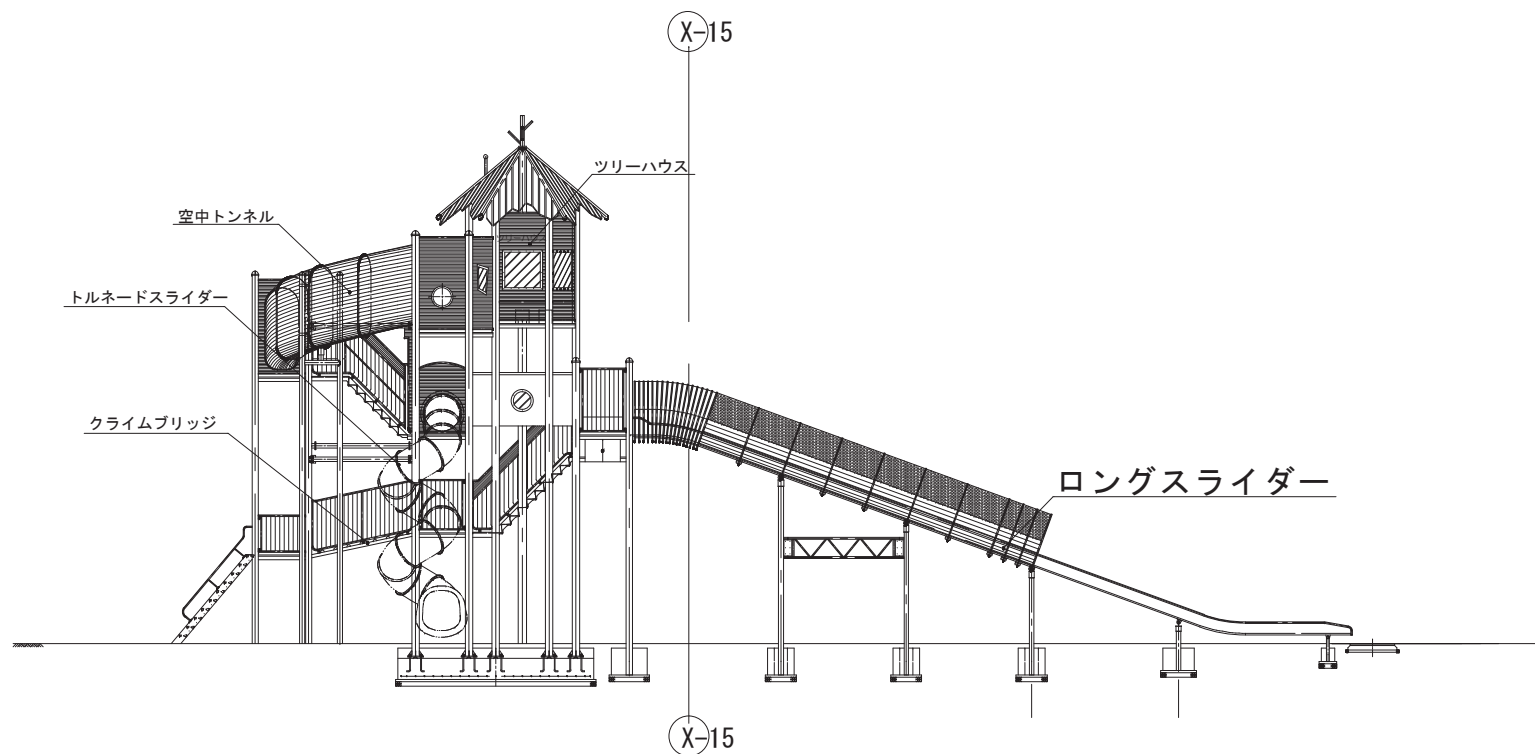
イーイ断面図



ウーウ断面図



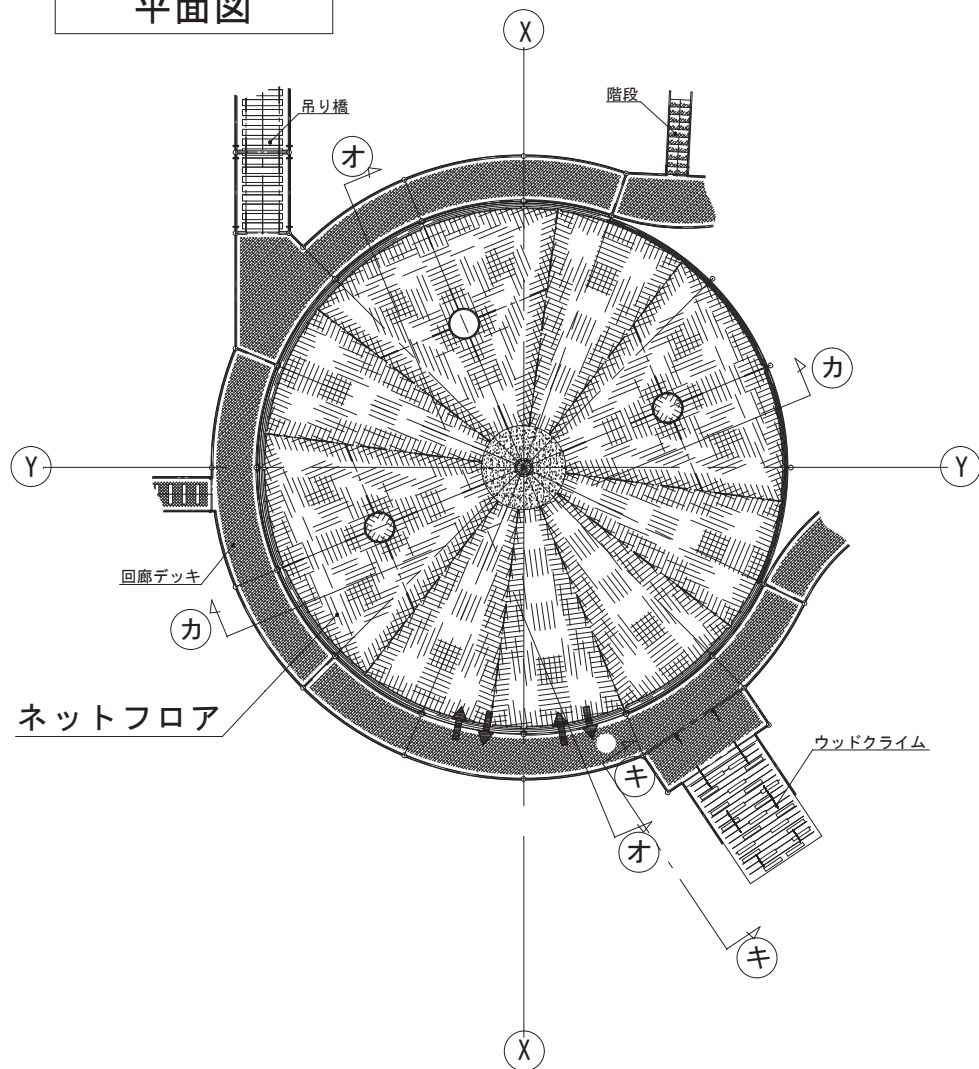
エーエ断面図



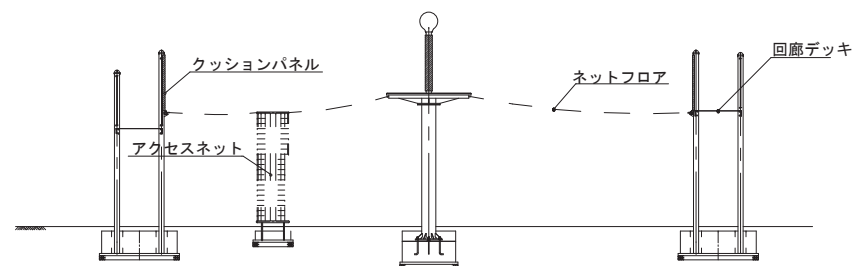
0 1 2 5 10メートル



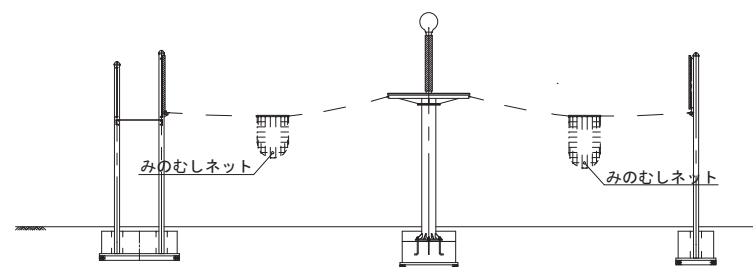
# ネットフロア 平面図



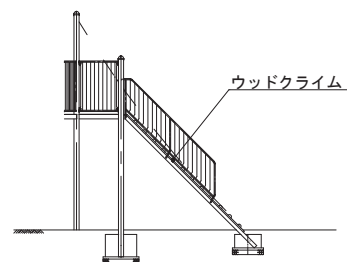
オーオ断面図



カーカ断面図

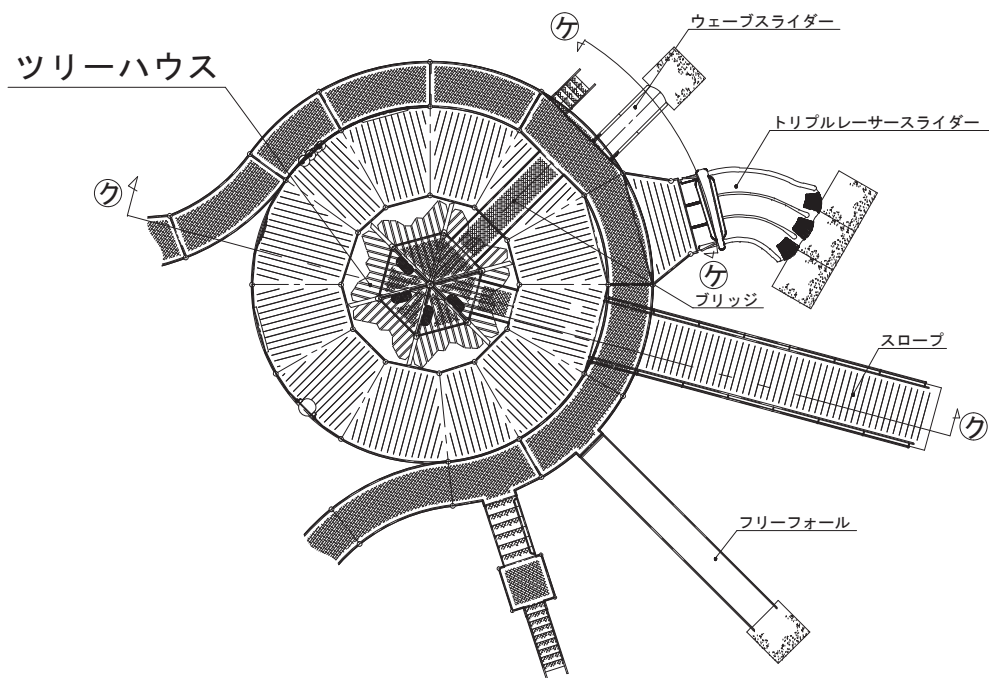


キーキ断面図

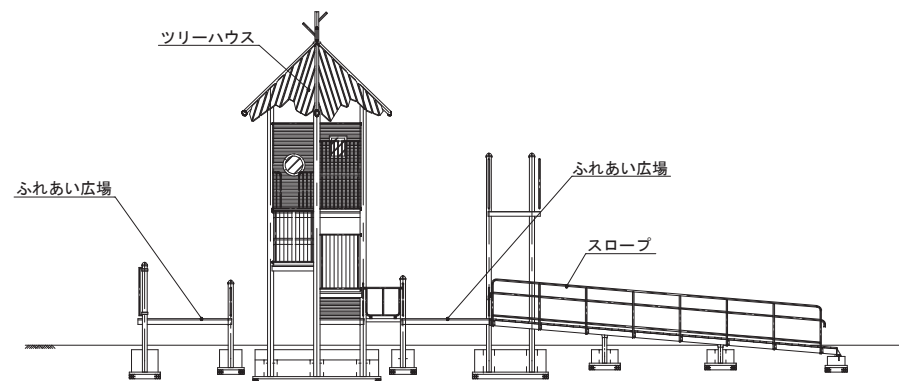


0 1 2 5 10メートル

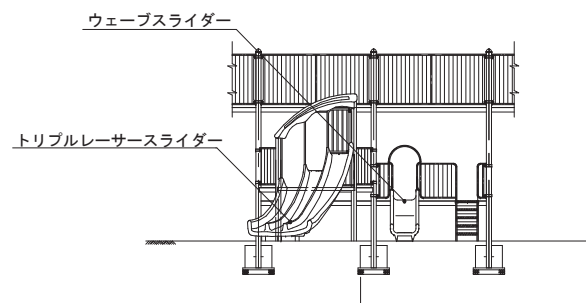
# ふれあい広場 平面図



## クーク断面図



## ケーケ断面図



0 1 2 5 10メートル

(議案第 5 3 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市大野 1 3 2 8 番地において施工する大野体育館解体工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 体育館の解体

鉄骨造

3 階建て

延べ面積 4, 5 1 5 . 0 3 平方メートル

(2) 請負金額 1 3 0, 9 0 0, 0 0 0 円

(3) 請 負 者 廿日市市桜尾一丁目 1 番 1 1 号

河井建設工業株式会社廿日市営業所

営業所長 永 井 視

(4) 工 期 議決の日の翌日から

令和 2 年 3 月 3 1 日まで

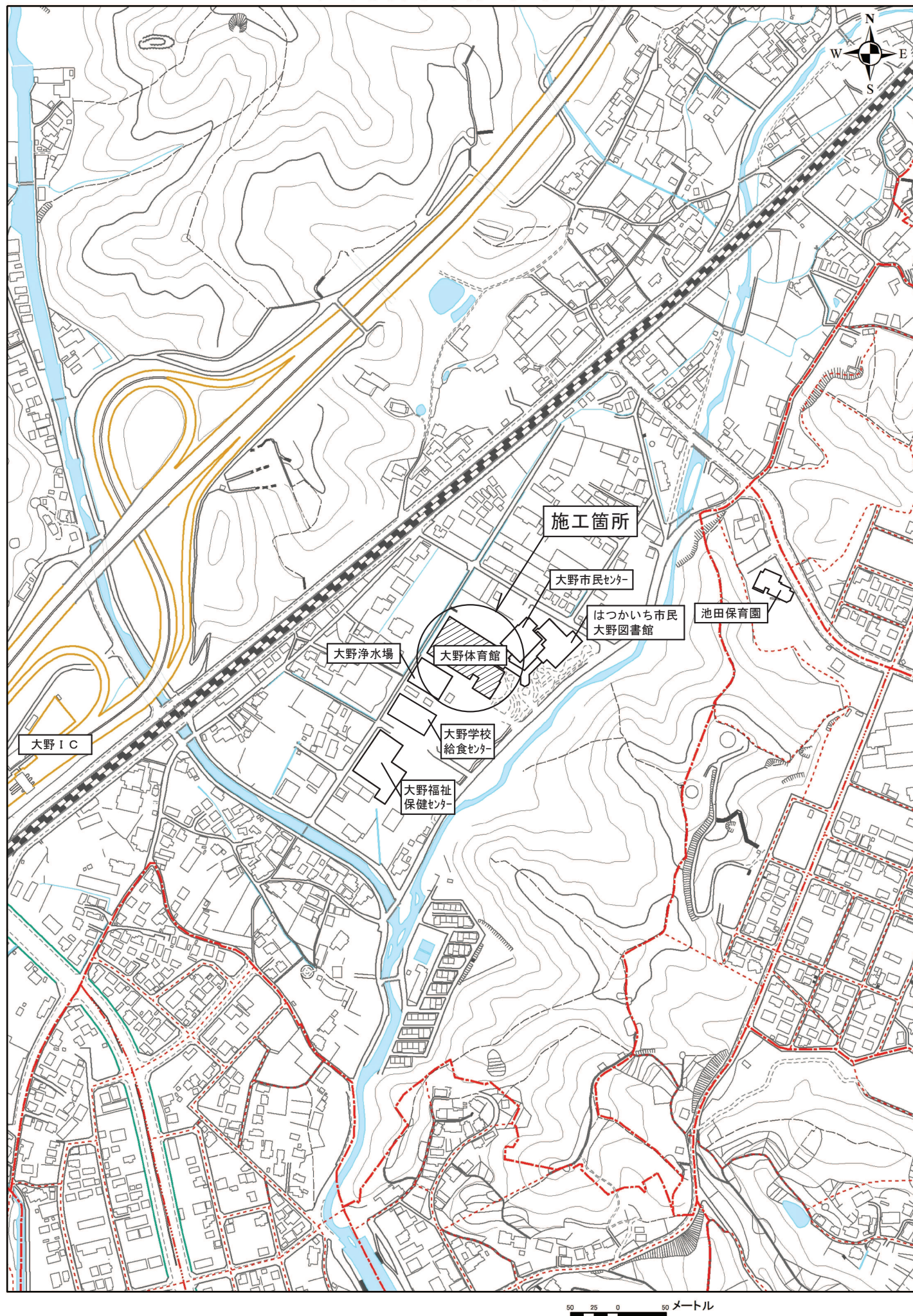
3 根拠法令

議案第 5 2 号説明書に同じ。

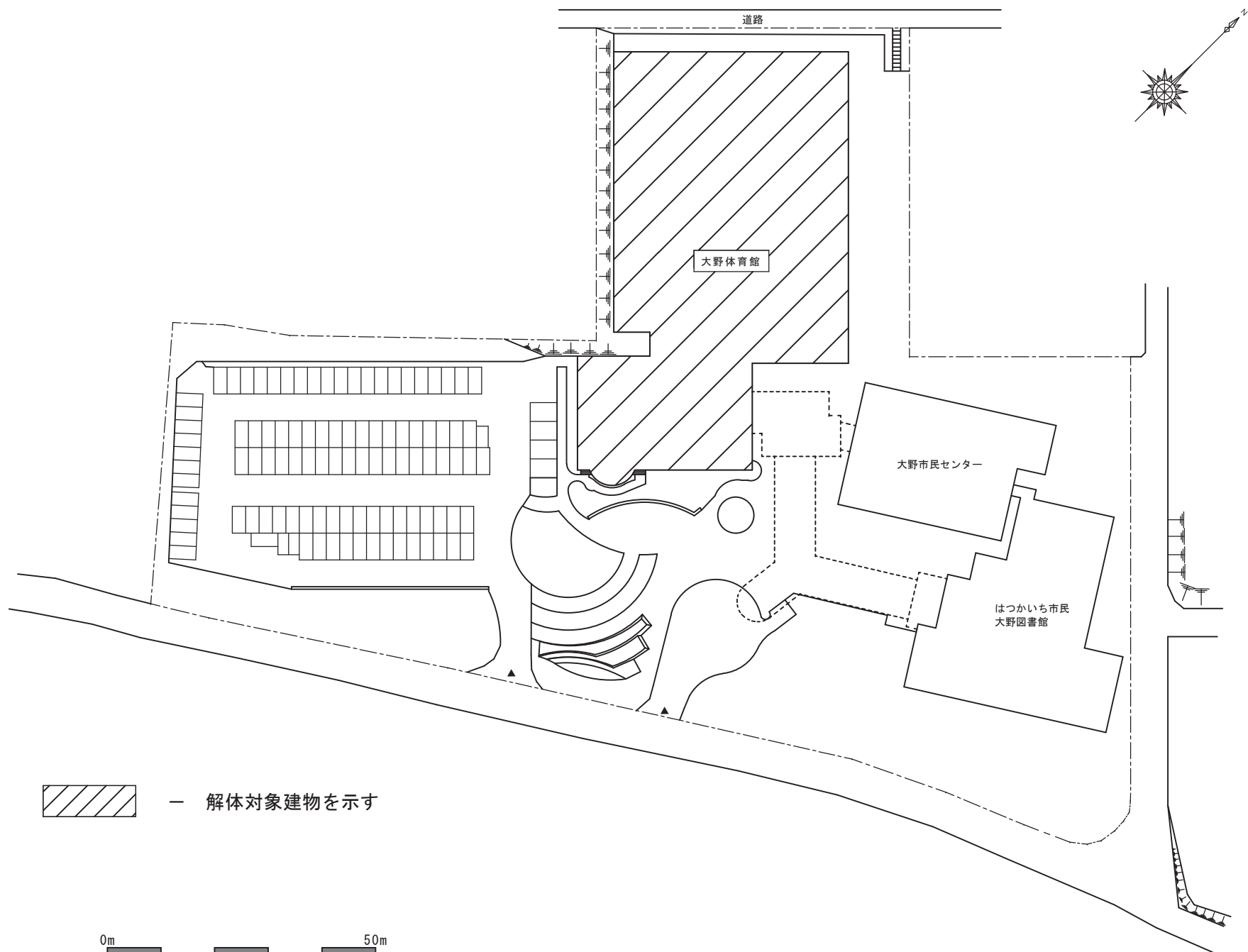




# 大野体育館 位置図

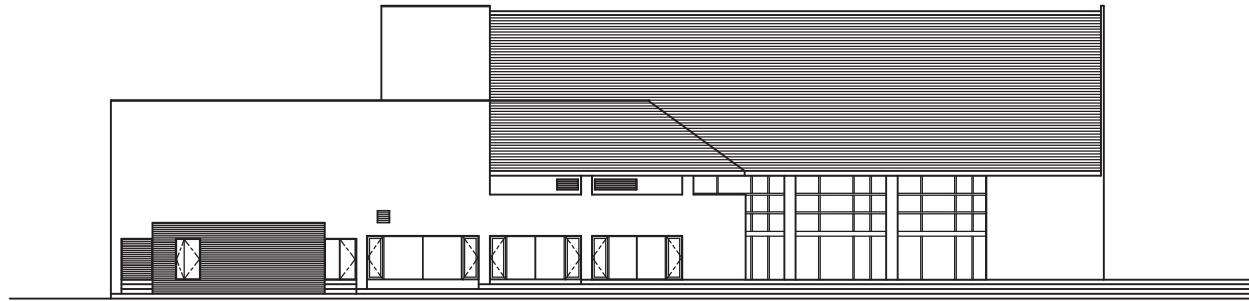




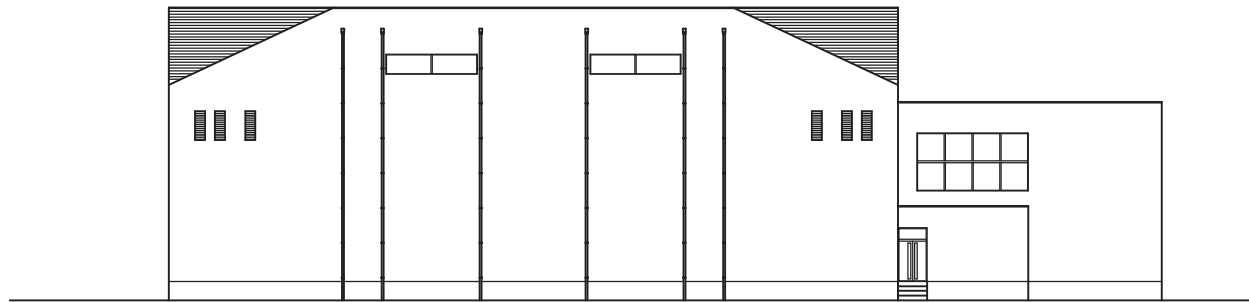


配 置 図

大野体育館解体工事



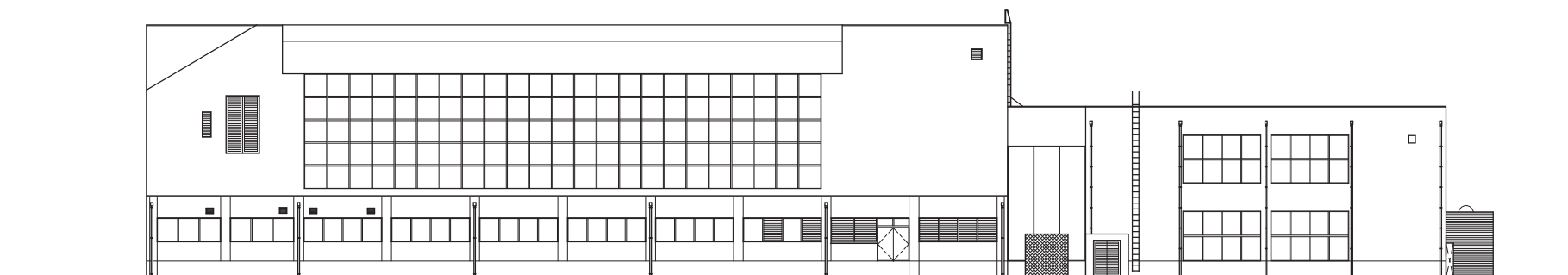
南側立面図



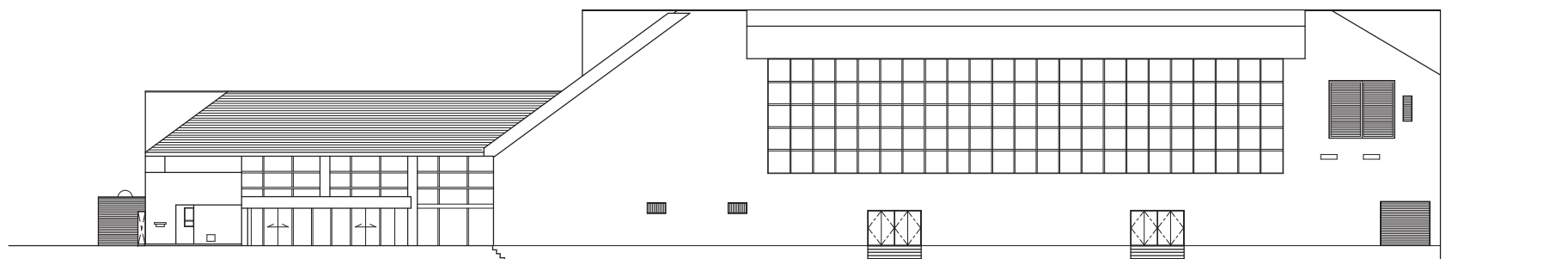
北側立面図



大野体育館解体工事



西側立面図



東側立面図



大野体育館解体工事



(議案第 5 4 号)

財産の取得について

(地域医療拠点企画室)

1 提案の要旨

地域医療拠点等整備事業の用地に存する建物を買い入れようとするものである。

2 財産の表示

所 在 廿日市市地御前一丁目 1 0 0 7 番地 7、1 0 0 7 番地 8、1  
0 0 7 番地 1 0、1 0 0 7 番地 2 2

種 別 建 物

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建て

床面積 1 1，1 2 2．8 6 平方メートルのうち 8，0 2 1．5 7 平方メートル

3 取得価格 1 1 7，2 0 2，6 1 0 円

4 相 手 方 廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号

廿日市市土地開発公社

理事長 原 田 忠 明

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2，0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5，0 0 0 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。











(議案第 55 号)

広島県と廿日市市との間における漁港管理事務の事務委託に  
関する規約の変更の協議について

(農 林 水 産 課)

1 提案の要旨

広島県管理水域におけるプレジャーボートの係留に関する許可事務については広島県において行うこととするため、委託事務から当該許可事務を除く規約の変更について、広島県と協議しようとするものである。

2 施行期日

広島県と廿日市市との協議が成立した日

3 根拠法令

地方自治法

第 252 条の 2 の 2

- ③ 第 1 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。(以下略)

第 252 条の 14

- ② 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- ③ 第 252 条の 2 の 2 第 2 項及び第 3 項本文の規定は前 2 項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第 4 項の規定は第 1 項の場合にこれを準用する。



(議案第 5 6 号)

市道路線の認定について

(維持管理課)

1 提案の要旨

生活道の形態を呈している道路を、次のとおり市道路線に認定する。

| 認 定 す る 路 線 |               | 認 定 の 理 由                  |
|-------------|---------------|----------------------------|
| 番 号         | 路 線 名         |                            |
| 1 4 2 7     | 新 開 第 7 路 線   | 生活道の形態を呈している道路<br>を市道とするため |
| 1 4 2 8     | 新 開 第 8 路 線   |                            |
| 1 4 2 9     | 新 開 第 9 路 線   |                            |
| 1 4 3 0     | 新 開 第 1 0 路 線 |                            |
| 1 4 3 1     | 新 開 第 1 1 路 線 |                            |

2 根拠法令

道路法

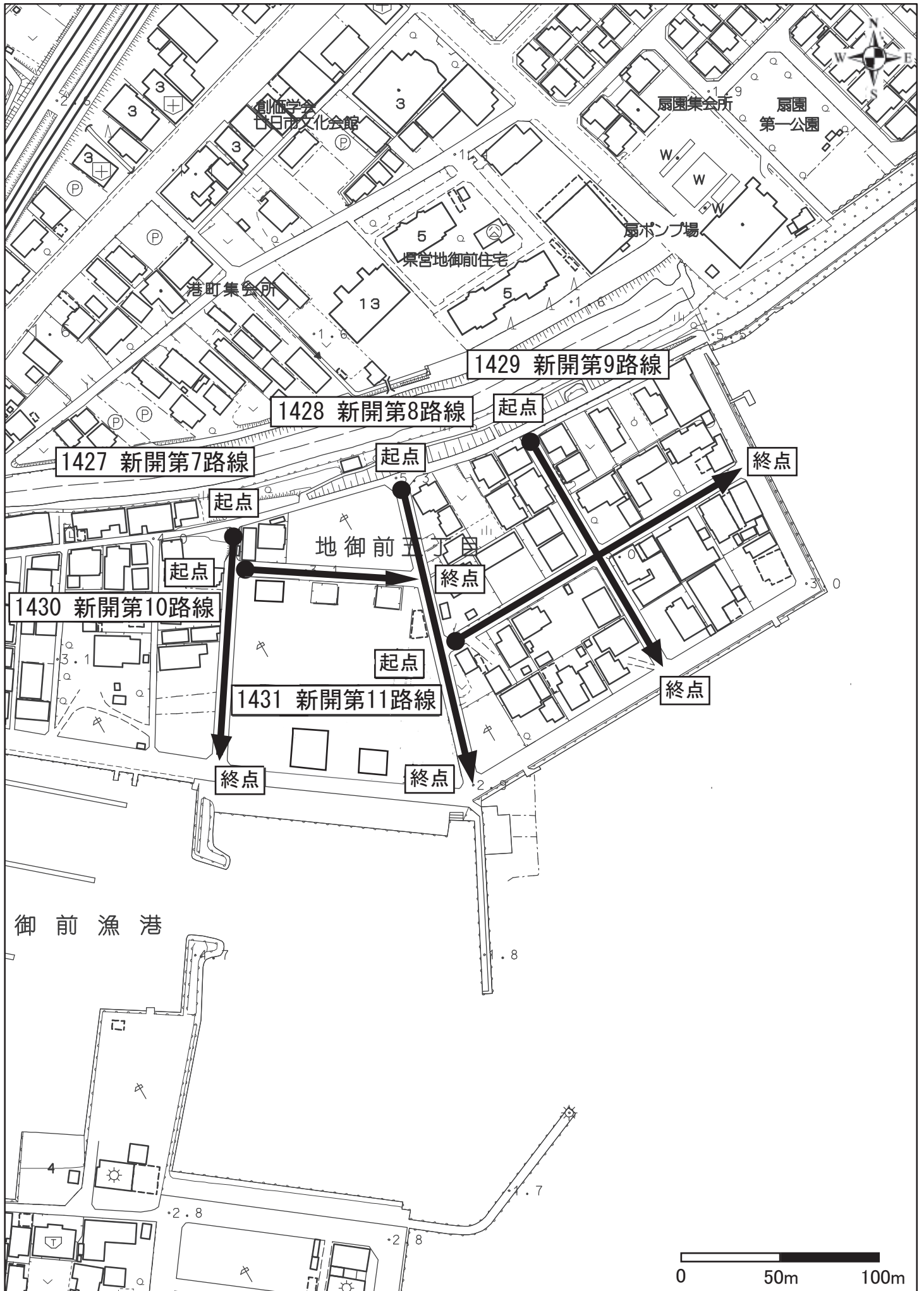
第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、  
市町村長がその路線を認定したものをいう。

② 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合において  
は、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。





# 認定路線図





(議案第 5 7 号)

広島県と廿日市市との間における港湾管理事務の事務委託に  
関する規約の変更の協議について

(維持管理課)

1 提案の要旨

広島県管理水域におけるプレジャーボートの係留に関する許可事務については広島県において行うこととするため、委託事務から当該許可事務を除く規約の変更について、広島県と協議しようとするものである。

2 施行期日

広島県と廿日市市との協議が成立した日

3 根拠法令

議案第 5 5 号説明書に同じ。



(議案第 5 8 号)

工事委託契約の締結について

(下 水 道 課)

1 提案の要旨

廿日市市串戸一丁目 2 0 番 1 号において施工する廿日市市公共下水道根幹的施設 (廿日市浄化センターその 3) 建設工事の委託契約を締結しようとするものである。

2 委託契約の内容

- (1) 工事内容 廿日市市公共下水道根幹的施設 (廿日市浄化センターその 3) 建設工事

水処理施設 (7 系)

土木工事 一式

- (2) 委託金額 5 3 1, 0 0 0, 0 0 0 円

- (3) 受 託 者 東京都文京区湯島二丁目 3 1 番 2 7 号

日本下水道事業団

理事長 辻 原 俊 博

- (4) 工 期 議決の日の翌日から

令和 3 年 3 月 3 1 日まで

3 根拠法令

議案第 5 2 号説明書に同じ。





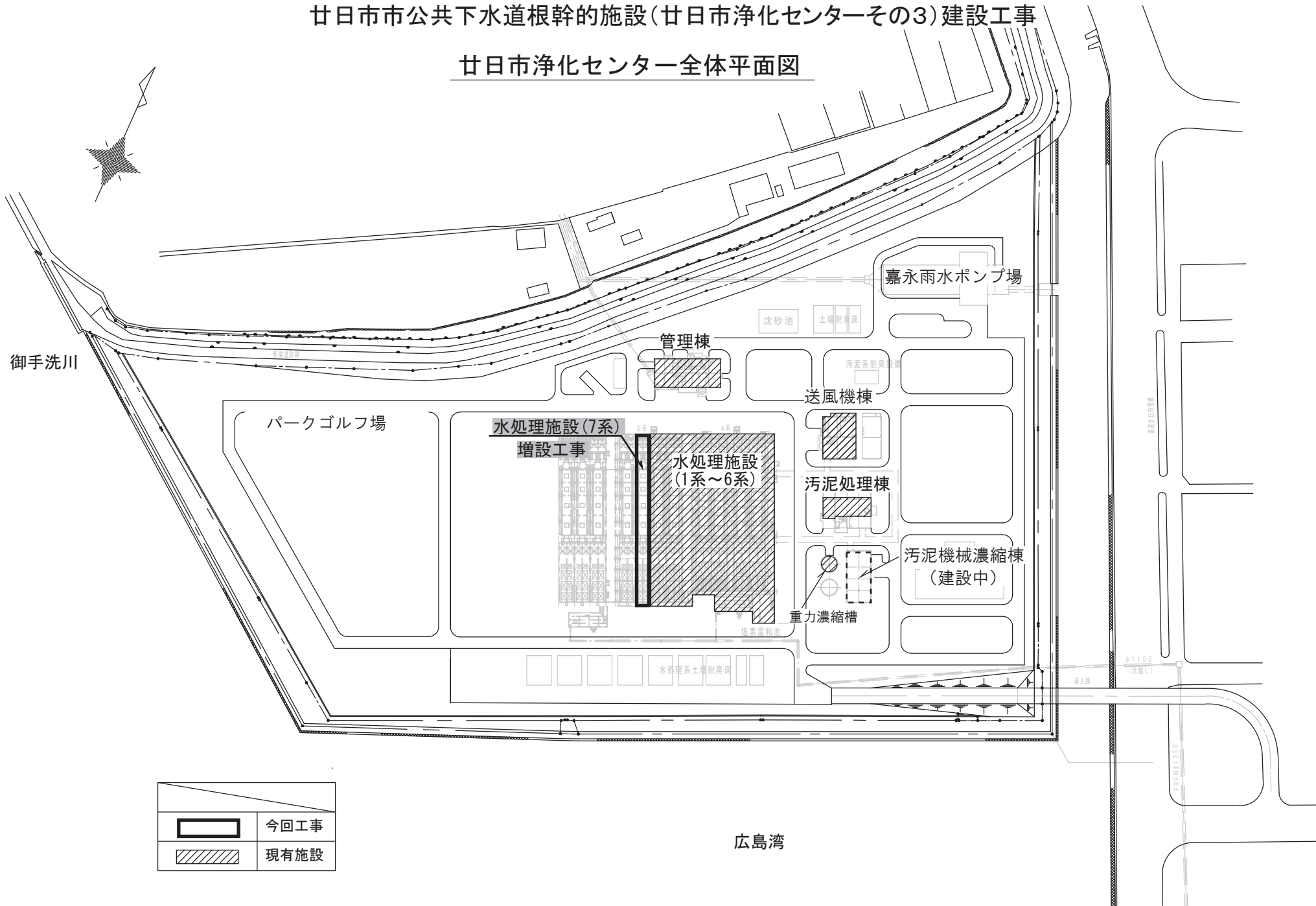
# 位置図





# 廿日市市公共下水道根幹的施設(廿日市浄化センターその3)建設工事

## 廿日市浄化センター全体平面図

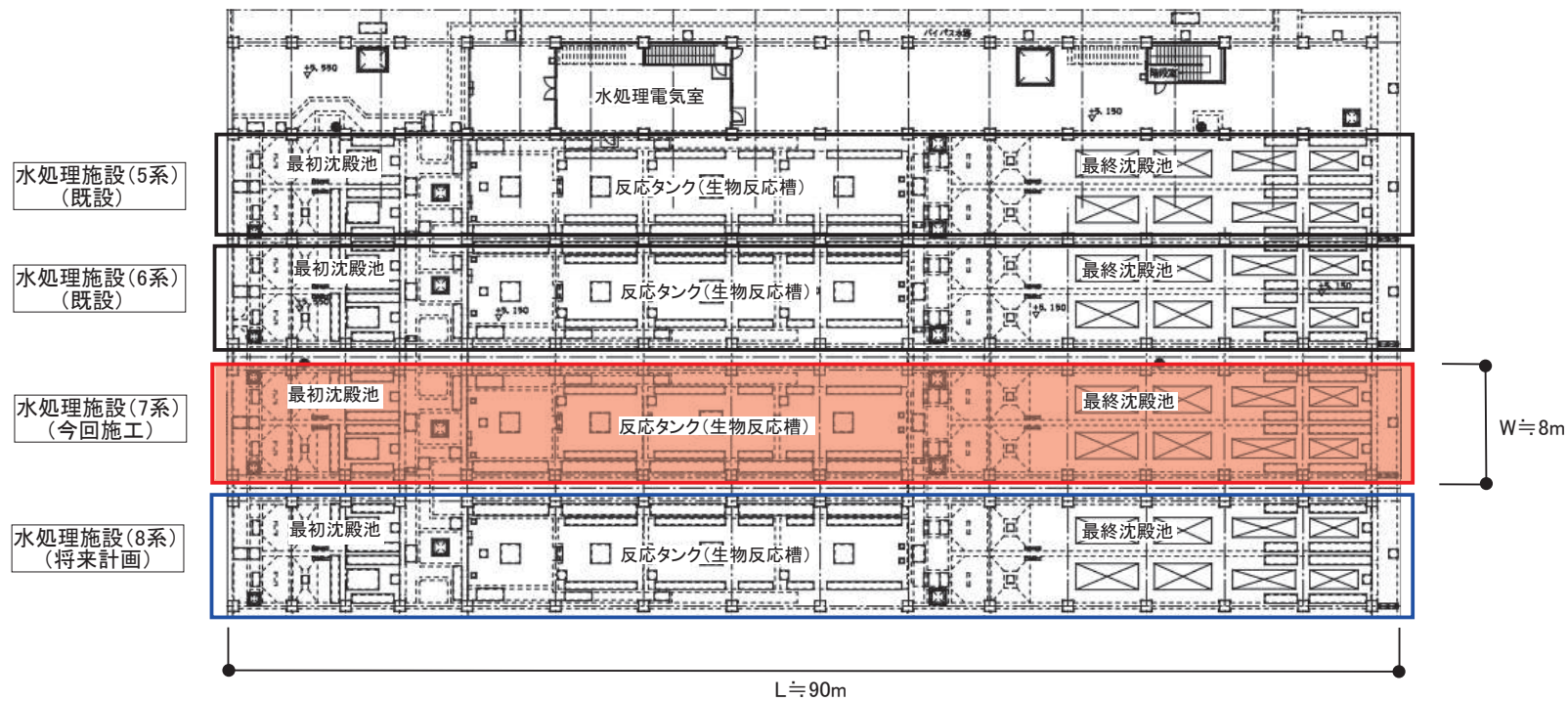




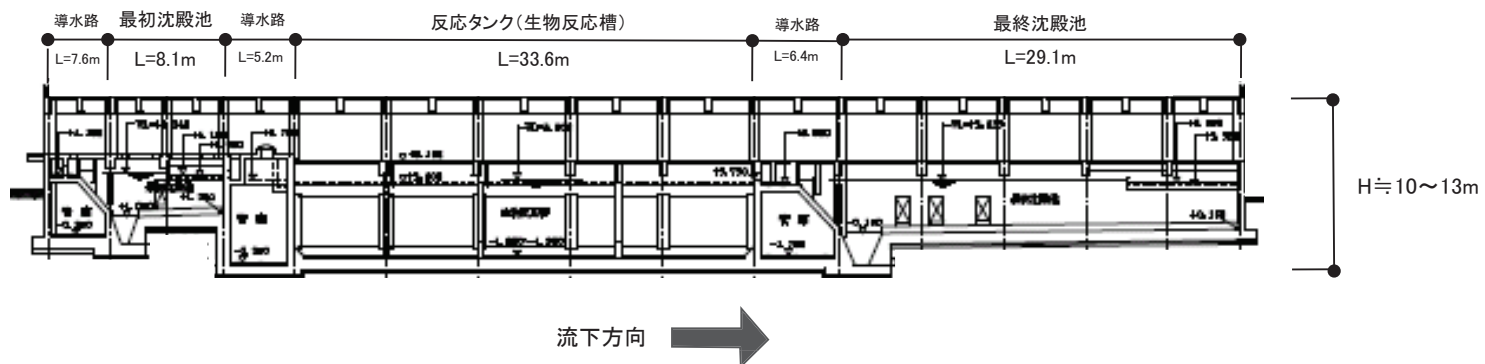
# 廿日市市公共下水道根幹的施設(廿日市浄化センターその3)建設工事

## 廿日市浄化センター水処理施設

平面図



断面図





(議案第 5 9 号)

工事委託契約の締結について

(下 水 道 課)

1 提案の要旨

廿日市市串戸一丁目 2 0 番 1 号において施工する廿日市市公共下水道根幹的施設（廿日市浄化センターその 4）建設工事の委託契約を締結しようとするものである。

2 委託契約の内容

- (1) 工事内容 廿日市市公共下水道根幹的施設（廿日市浄化センターその 4）建設工事

汚泥脱水機及び中央監視盤

機械設備工事 一式

電気設備工事 一式

- (2) 委託金額 1, 0 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円

- (3) 受 託 者 東京都文京区湯島二丁目 3 1 番 2 7 号

日本下水道事業団

理事長 辻 原 俊 博

- (4) 工 期 議決の日の翌日から

令和 3 年 3 月 3 1 日まで

3 根拠法令

議案第 5 2 号説明書に同じ。





# 位置図



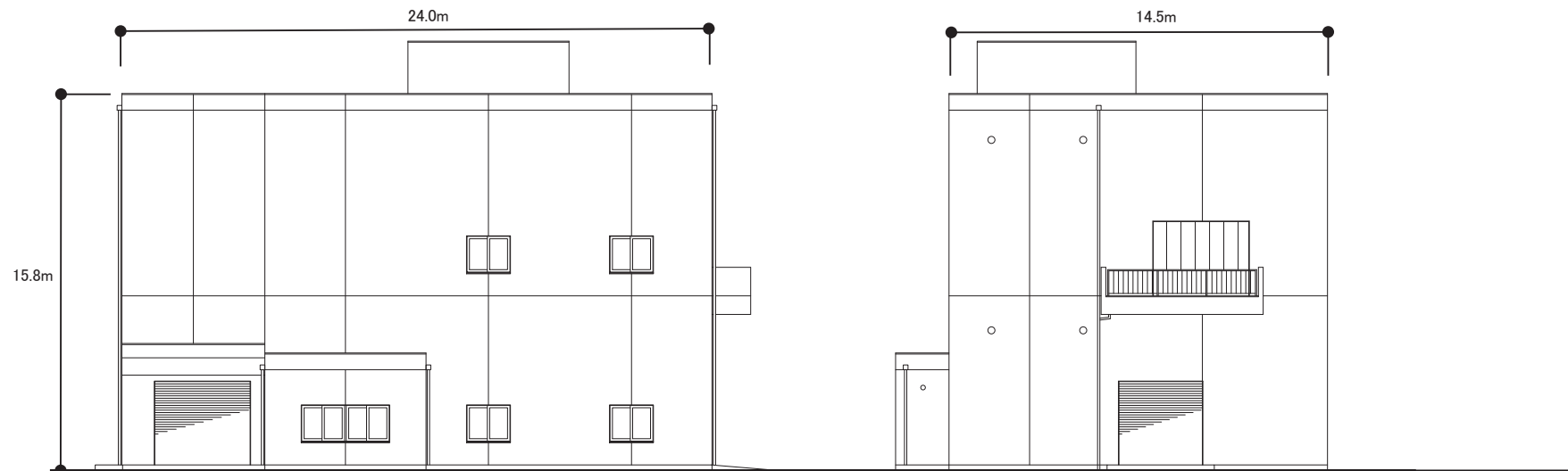


# 廿日市市公共下水道根幹的施設(廿日市浄化センターその4)建設工事

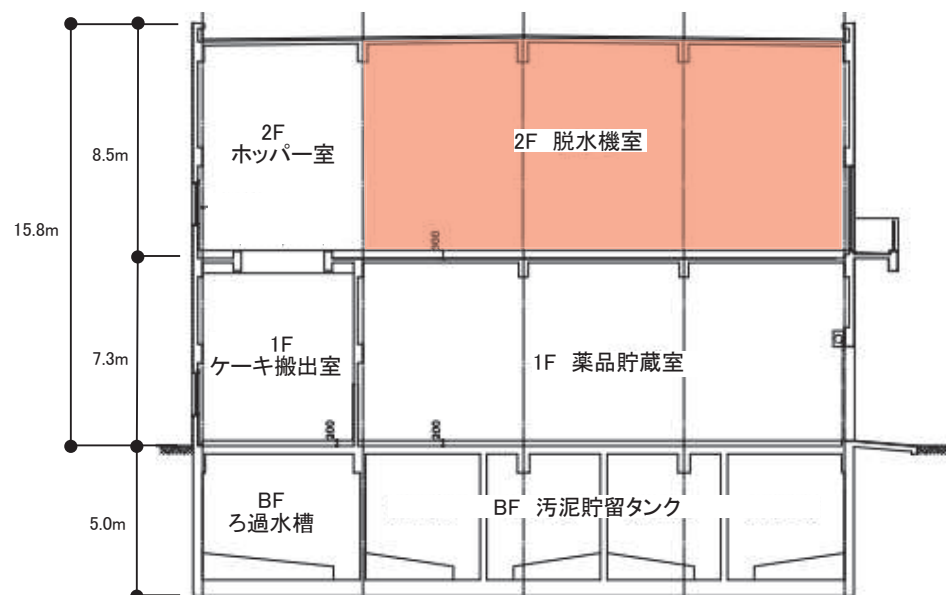
## 廿日市浄化センター全体平面図



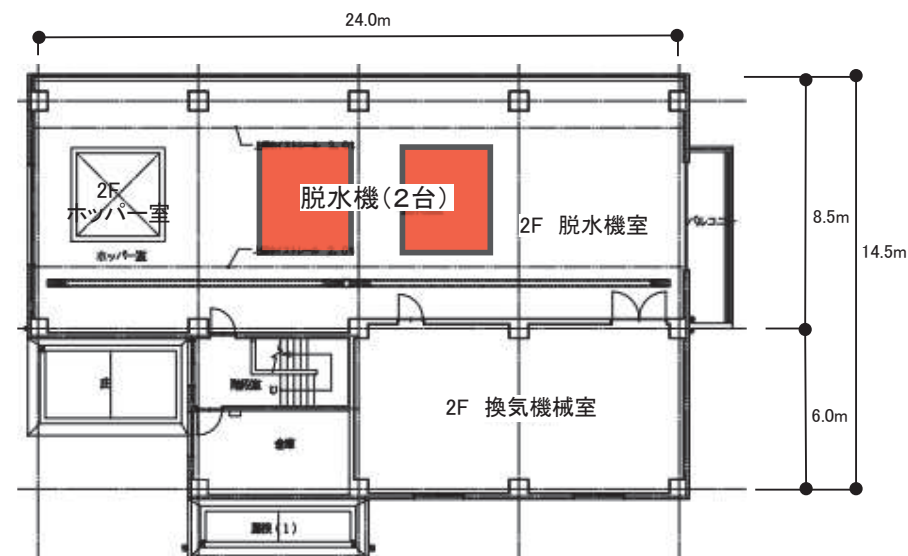
廿日市市公共下水道根幹的施設(廿日市浄化センターその4)建設工事  
 立面図(南) 廿日市浄化センター汚泥処理棟 立面図(東)



断面図(南側)



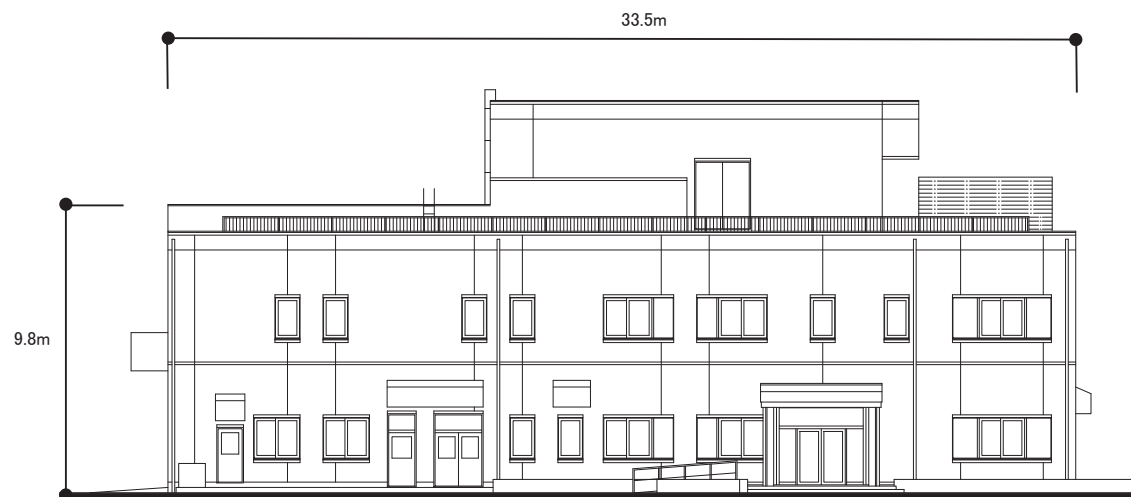
平面図(2階)



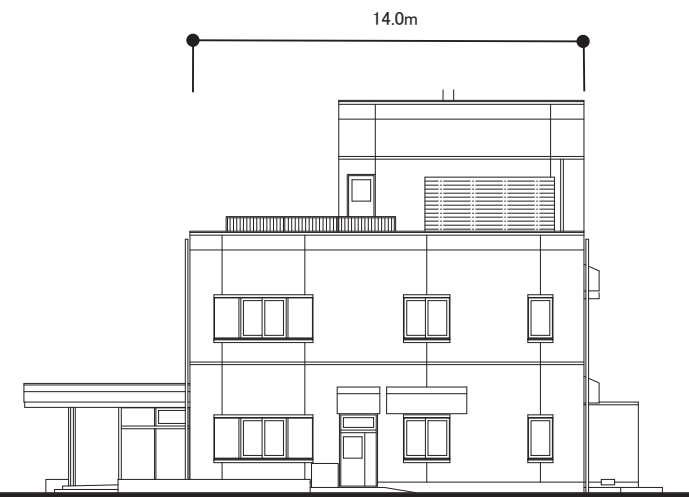
廿日市市公共下水道根幹的施設(廿日市浄化センターその4)建設工事

廿日市浄化センター管理棟

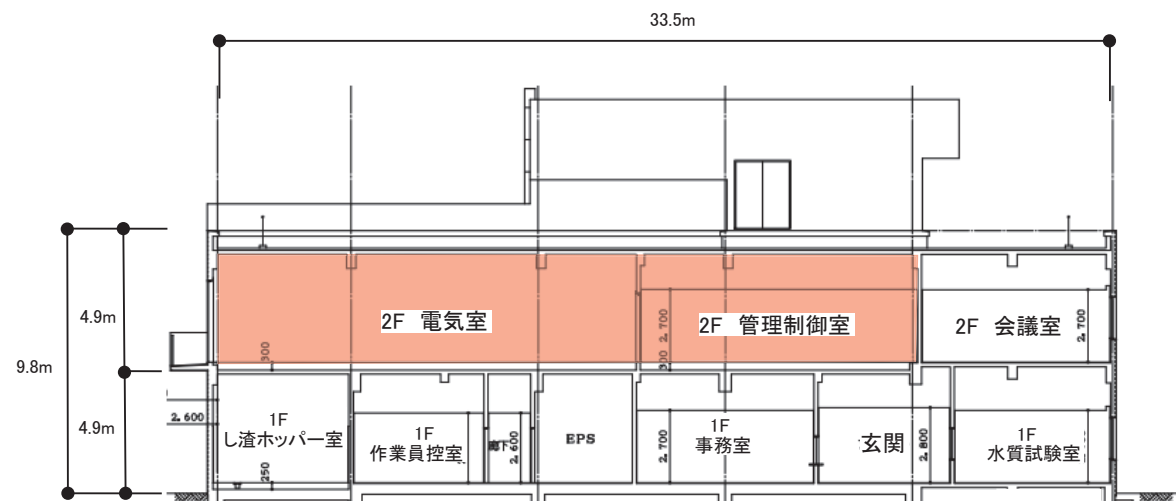
立面図(南)



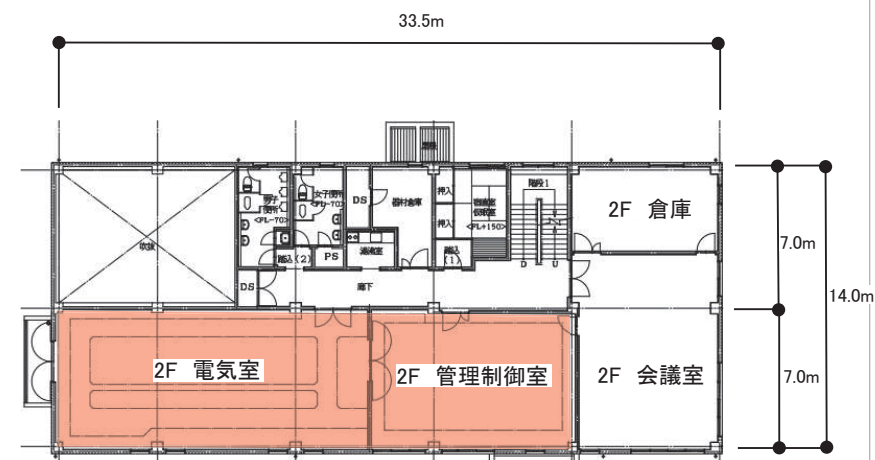
立面図(東)



断面図(南側)



平面図(2階)





(議案第 6 0 号)

財産の取得について

(都 市 計 画 課)

1 提案の要旨

自主運行バス運営事業で使用する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 小型ノンステップバス

数 量 2 台

3 取得価格 4 6 , 1 9 3 , 4 0 0 円

4 相 手 方 廿日市市串戸一丁目 2 番 1 1 号

有限会社 廿日市モータース

代表取締役 上 野 寿 幸

5 根拠法令

議案第 5 4 号説明書に同じ。



(議案第 6 1 号)

財産の取得について

(都 市 計 画 課)

1 提案の要旨

自主運行バス運営事業で使用する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 小型ノンステップバス

数 量 1 台

3 取得価格 23,463,000 円

4 相 手 方 廿日市市桜尾本町 1 4 番 4 号

株式会社 タケウチ自動車

代表取締役 竹 内 利 雄

5 根拠法令

議案第 5 4 号説明書に同じ。



(議案第 6 2 号)

財産の取得について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

消防団廿日市分団、佐伯分団及び宮島分団に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 小型動力ポンプ付積載車

数 量 3 台

3 取得価格 27, 170, 000 円

4 相 手 方 広島市中区大手町五丁目 3 番 1 2 号

株式会社 吉谷広島支店

支店長 寺 本 秀 人

5 根拠法令

議案第 5 4 号説明書に同じ。



(議案第 6 3 号)

財産の取得について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

宮島消防署に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 消防ポンプ自動車

数 量 1 台

3 取得価格 4 3 , 7 8 0 , 0 0 0 円

4 相 手 方 広島市中区舟入南三丁目 1 3 番 3 号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 長 田 豊

5 根拠法令

議案第 5 4 号説明書に同じ。





(議案第 6 4 号)

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 木曾忠明委員及び河原直己委員は、令和元年7月2日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

木 曾 忠 明 (再任)

河 原 直 己 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

木 曾 忠 明

佃 祐 世

青 木 春 好

酒 井 龍 夫

河 原 直 己

2 根拠法令

地方税法

第 4 2 3 条

③ 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。